



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年7月15日金曜日 第2284号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....	618
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	618
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可 申請の概要.....	619
土地改良区役員の就退任の届出.....	620
開発行為に関する工事の完了.....	620
道路の区域変更(県道蔵川大谷線).....	620
道路の供用開始( " ).....	621

## 公 告

放置駐車違反対策関連中央システムの借入れ.....	621
---------------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第900号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)第3条第1項の規定により、平成23年6月15日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成23年7月15日

愛媛県知事 中村時広

指定 番号	売りさばき人 氏 名	変 更 事 項	
		新	旧
32	愛媛県猟友会 南宇和支部 大本 照雄	1 売りさばき人住所 南宇和郡愛南町広見3654-1	1 売りさばき人住所 南宇和郡愛南町御荘長月2861
		2 代表者氏名 大本 照雄	2 代表者氏名 上埜 貢
		3 売りさばき所 南宇和郡愛南町広見3654-1	3 売りさばき所 南宇和郡愛南町御荘長月2861

### ○愛媛県告示第901号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年7月15日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ハローズ三島店

- 四国中央市中曾根町381番1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ハローズ  
広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号  
代表取締役 佐藤 利行
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ハローズ  
広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号  
代表取締役 佐藤 利行
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成24年2月29日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,062平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
123台  
イ 駐輪場の収容台数  
66台  
ウ 荷さばき施設の面積  
48.0平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
25.5立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24時間  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間  
ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所  
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日  
平成23年6月28日
- 3 意見書の提出  
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。  
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。
- (1) 意見書に記載すべき事項  
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第902号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成23年 7月15日

愛媛県西条保健所長 新 山 徹 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

新居浜電子株式会社

新居浜市王子町1番1号

代表取締役社長 松本 茂樹

2 事業場の名称及び所在地

新居浜電子株式会社

新居浜市王子町1番1号

3 特定施設に関する事項

銅めっき試験装置3号

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第66号 電気めつき施設		
特定施設の能力	1日当たり355キログラム処理		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後約180日		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	連続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	種類	イオン交換系	還元系
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2.0~3.0 最大 2.0~3.0	通常 3.0~5.0 最大 3.0~5.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 8.3 最大 12.5	通常 2.4 最大 3.6
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1.4 最大 2.1	通常 1.1 最大 1.7

りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	1	通常	1
	最大	1	最大	1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	327	通常	18
	最大	345	最大	19

備考 汚水等は、汚水処理施設Ⅲにて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項  
汚水処理施設Ⅲ

設置年月日	平成16年5月4日					
処理施設の種類	物理処理及び化学処理					
処理施設の型式	還元法、中和法、イオン交換法及び活性炭吸着法					
処理施設の構造	ステンレス鋼及び塩化ビニール等					
処理施設の主要寸法	縦 57メートル 横 12.5メートル 高さ 10メートル					
処理施設の能力	1日当たり2,940立方メートル処理					
汚水等の処理の方式	還元法、中和法、イオン交換法及び活性炭吸着法					
処理施設の使用時間間隔	連続					
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間					
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし					
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前				処理後
		イオン交換系	還元中和系	脱脂水洗系	処理前計	還元中和系
水素イオン濃度（水素指数）	通常	5.0~8.0	通常	4.0~12.0	通常	6.0~8.0
	最大	4.0~8.6	最大	3.0~13.0	最大	5.8~8.6
化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	5.5	通常	6.0	通常	4.9
	最大	7.9	最大	8.2	最大	7.4
浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	5	通常	5	通常	5
	最大	5	最大	5	最大	5
窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	2.1	通常	7.6	通常	7.4
	最大	3.5	最大	13.6	最大	9.8
りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	0.5	通常	0.5	通常	0.5
	最大	0.7	最大	0.8	最大	0.8
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	2,238.5	通常	83	通常	2,377.5
	最大	2,447.5	最大	96	最大	2,607.5

備考 処理水の一部は、系内循環水として再利用する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	5.8~8.6
		最大	5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常	4.4
		最大	8.3
	浮遊物質(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常	4.8
	最大	9.6	
	窒素含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常	5.0
		最大	7.1
	りん含有量(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常	0.35
		最大	0.63
汚水等の1日当たりの量(単位:立方メートル)		通常	1,955
		最大	2,278

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第903号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、愛媛県北条市辻土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 7月15日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	川口 清隆	松山市北条辻101番地2

○愛媛県告示第904号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 7月15日

愛媛県南予地方局長 山本 龍典

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22南局愛土(開)第1号 平成23年 7月 5日	南宇和郡愛南町御荘平城3964番1、3965番1、3965番3、3989番1、3990番1及び3991番1	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

○愛媛県告示第905号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 7月15日

愛媛県知事 中村 時広

"	松岡 満正	松山市北条辻351番地
"	松岡 長茂	松山市北条辻201番地
"	杉田 一雄	松山市北条辻398番地
"	井上 修	松山市北条辻827番地3
"	西原 弘	松山市北条辻1126番地2
"	松岡 俊樹	松山市北条辻1231番地
"	白石 恭三	松山市北条辻406番地2
"	安居 昭和	松山市北条辻593番地1
"	和田 富二雄	松山市北条辻264番地6
"	八塚 俊光	松山市北条辻1507番地
監事	重松 富行	松山市北条辻399番地
"	西原 強	松山市北条辻1173番地9

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	川口 清隆	松山市北条辻101番地2
"	松岡 満正	松山市北条辻351番地
"	松岡 長茂	松山市北条辻201番地
"	杉浦 信治	松山市北条辻335番地
"	井上 修	松山市北条辻827番地3
"	西原 弘	松山市北条辻1126番地2
"	西原 強	松山市北条辻1173番地9
"	白石 恭三	松山市北条辻406番地2
"	中川 正弘	松山市北条辻1421番地3
"	和田 寿久	松山市北条辻1401番地2
"	八塚 俊光	松山市北条辻1507番地
監事	松岡 賢生	松山市北条辻191番地
"	松岡 俊樹	松山市北条辻1231番地

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	蔵川大谷線	大洲市肱川町大谷719番3から 同町大谷775番2まで	旧	メートル 4.4~8.3	キロメートル 0.206	
			新	7.0~22.7	0.206	

○愛媛県告示第906号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 7月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蔵川大谷線	大洲市肱川町大谷719番3から 同町大谷775番2まで	平成23年 7月15日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年 7月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
放置駐車違反対策関連中央システムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
放置駐車違反対策関連中央システム一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成24年 3月1日から平成30年 2月28日まで
- (5) 借入場所  
愛媛県警察本部
- (6) 入札方法  
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係  
〒790 8573  
愛媛県松山市南堀端町2番地2  
電話 (089)934 0110
- (2) 入札書の受領期限  
平成23年 8月29日（月）午後 2時00分
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成23年 8月29日（月）午後 2時00分  
愛媛県警察本部 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

平成23年 7月14日（木）から平成23年 8月22日（月）午後 5時15分まで。

- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に

求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leaseed: A central system for an anti parking violation measure , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p .m . , 29 August , 2011
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan  
TEL 089 934 0110